6	贈与等報告書を提出せず、虚偽の事項を記載した贈与等報告書を提出し、利害関係者から金銭を受領し、飲食の供応接待を受け、あらかじめ倫理監督官の承認を得ずに依頼に応じて報酬を受けて講演等を行った事案（倫理法第６条第１項、倫理規程第３条第１項第１号、第６号、第９条第１項違反）	戒告（１人）	厚生労働省の施設等機関の職員１人が、契約の相手方として利害関係者である事業者からの依頼に応じて行った講演において、倫理監督官が定めた報酬の基準に基づきその報酬として受領できる金額を超える金銭（50,000円）を受領し、当該報酬の受領に関し、報酬の算定の基礎となる講演時間について虚偽の事項を記載した贈与等報告書を提出し、当該講演に引き続き行われた立食形式の意見交換会において、同事業者から受けた5,000円を超える飲食の提供に係る贈与等報告書を提出せず、その後に行われた意見交換会において、同事業者から飲食の接待（13,936円相当）を受けたもの。 また、契約の相手方として利害関係者である別の事業者から依頼のあった雑誌の座談会にあらかじめ倫理監督官の承認を得ることなく報酬を受けて出席し、当該座談会において、同事業者から飲食の提供（8,000円相当）を受け、同座談会出席に対する報酬の受領に関し、その支払いを受けた日及び支払いをした事業者との関係について虚偽の事項を記載した贈与等報告書を提出したもの。 さらに、上記事業者のうち１事業者及び契約の相手方として利害関係者であるさらに別の事業者並びに利害関係者以外の事業者から受けた報酬について、18件（合計1,178,644円）の贈与等報告書を提出せず、利害関係者である同２事業者から依頼のあった講演等３件について、あらかじめ倫理監督官の承認を得ることなく報酬を受けて行ったもの。
7	利害関係者から無償で役務の提供を受け、飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第３条第１項第４号、第６号違反）	戒告（１人）	国土交通省の地方支分部局の職員１人が、許認可等の相手方として利害関係者である事業者と共に飲食をした際、飲食の接待を２回（飲食代として支払った額の不足額合計約7,400円）受け、また、当該接待の際、同事業者にタクシー運賃を１回（少なくとも約6,700円）負担させ無償で役務の提供を受けたもの。
8	利害関係者から金銭の贈与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号違反）	免職（１人）	法務省の地方支分部局の職員１人が、許認可等の相手方として利害関係者である事業者から、自己の職務に関して、種々の便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、29回にわたり、自己名義又は自己の管理する他人名義の預金口座に合計580万円の振込入金を受け、金銭の贈与を受けたもの（職員は収賄容疑で逮捕されている。）。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
9	利害関係者から物品の贈与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号違反）	戒告（１人）	環境省の幹部職員１人が、許認可等及び立入検査等の相手方として利害関係者である事業者から、異動に際し鉢花１鉢（31,500円相当）の贈与を受けたもの。
10	利害関係者から飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第３条第１項第６号違反）	戒告（１人）	農林水産省の職員１人が、許認可等、補助金等及び行政指導の相手方として利害関係者である団体から、飲食の接待を８回（飲食代として支払った額の不足額合計30,000円相当）受けたもの。 （他の職員２人については、行為の態様等を考慮し、懲戒処分は行われず、矯正措置が講じられた。）

㈱　表の３、10の事案については、平成16年度以前の違反行為であること又は違反行為も含まれることから、平成17年４月の改正前の倫理規程について適用されている。

また、倫理法等に違反する行為があったものの、当該違反行為の態様等に照らし、懲戒処分は行われず、矯正措置が講じられた事案は、６件で合計６人であり、調査の結果明らかとなった違反行為は、次のとおりである。

・贈与等報告書を提出しなかったもの（倫理法第６条第１項違反）
・利害関係者から物品の贈与を受けたもの（倫理規程第３条第１項第１号違反）
・利害関係者から無償で役務の提供を受けたもの（倫理規程第３条第１項第４号違反）
・利害関係者から飲食の供応接待を受けたもの（倫理規程第３条第１項第６号違反）
・利害関係者と共に旅行をしたもの（倫理規程第３条第１項第８号違反）

倫理法等に違反した場合の懲戒処分

職員が倫理法等に違反する行為を行った場合の懲戒処分については、規則22―１においてその基準が定められています。

○　同規則では違反行為に応じた懲戒処分の基準として、例えば下表の左欄に掲げる違反行為に対し右欄に掲げる処分を定めており、職員が行った行為の態様、公務内外に与える影響、職員の官職の職責、当該行為の前後における職員の態度等を考慮して、そのうちのいずれかの種類の処分を行うこととしています。

なお、職員が利害関係者から賄賂として供応接待若しくは財産上の利益の供与を受け、又は職員が請託を受けその地位を利用して他の職員に利害関係者から賄賂として供応接待若しくは財産上の利益の供与を受けさせた場合には、その懲戒処分の基準は、免職又は停職とされています。

懲戒処分の基準例

利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること	免職、停職、減給又は戒告
利害関係者から金銭の貸付けを受けること	減給又は戒告
利害関係者から無償で役務の提供を受けること	免職、停職、減給又は戒告
利害関係者から供応接待（飲食物の提供）を受けること	減給又は戒告
利害関係者以外の事業者等から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること	減給又は戒告

○　情状により、上記の懲戒処分の基準で定められた懲戒処分より重くしたり、軽くしたり、場合によって懲戒処分を行わないことができることとされています（ただし、懲戒処分が行われない場合には、通常、矯正措置が行われます。）。

任命権者が職員に倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとする場合は、あらかじめ倫理審査会の承認を得なければならないとされています。倫理審査会では、上記規則を踏まえて違反行為の内容を厳正に審査し、任命権者が行おうとする処分案が適正かどうか判断しています。